

**記入例**

(水色の部分のみ入力してください)

(様式1)

(一社) 電子情報技術産業協会 指定用紙 2-3	
整理番号	
① <input checked="" type="checkbox"/> フトウェア以外の場合	<input type="checkbox"/>
② ソフトウェアである場合	<input type="checkbox"/>

JEITA記入欄

①又は②を選択し口を■に変更してください。ただし、当会は①の場合のみ申請可。

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び先端設備等に係る生産性向上要件証明書

当該設備の概要	減価償却資産の種類	器具及び備品
	設備の種類又は細目	電子計算機 (その他のもの)
	設備の名称	データ管理用サーバー
	設備型式	J K 9 9 0 0
	本社名・事業所名	〇〇〇〇株式会社 本社

申請者は、当該設備を取得する事業者(ユーザ)が、左記の「減価償却資産の種類」「設備の種類又は細目」で資産計上することを必ずご確認ください。(「認定革新等支援機関」および「市区町村」へご相談をいただいてからの各所へ記入をお願い致します。)

税制適用(減税)を受ける会社(当該設備を取得する事業者(ユーザー))の社名と事業所・支店名・所在地(設置場所)を市区町村が判るように記入してください。

- 例1 〇〇〇〇株式会社 本社
- 例2 株式会社〇〇 △△事業所 大阪府〇〇〇市△△△区△△△2-2-2-202
- 例3 〇〇〇〇〇〇株式会社 東京支店 東京都〇〇〇区△△△3-3-3-303

○上記設備を前提とした場合における該当要件への当否

該当要件	一定期間(注1)内に販売開始された製品であるか	① 販売開始年度(西暦) : 2018年度(注2)	② 取得(予定)日を含む年度 : 2021年度(注2)	②-① = 3年	1. 該当	2. 非該当
	「生産性向上」(旧モデル比生産性年平均1%以上向上)に該当するか (※)当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。				1. 該当	2. 非該当
該当要件への当否					1. 該当	2. 非該当

一定期間内に販売されていることを確認してください。年度は1月~12月となります。ご注意ください。

「1」以上の入力。1年未満の場合は1年とみなす必要あり。自動計算を解除して入力してください。

「販売開始時期」および「生産性向上」要件の両方に該当する場合は、「該当要件への当否」の「1. 該当」を○で囲んでください。

(注1) 一定期間は、機械装置：10年、工具：5年、器具・備品：6年、建物附属設備：14年、ソフトウェア：5年とする。  
(注2) 年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

「該当要件」欄に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。	当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。
西暦 20 年 月 日	西暦 20 21 年 7 月 30 日
〒100-0004	製造事業者等の名称 製造事業者又は販売事業者等の名称を記入
東京都千代田区大手町1-1-3	製造事業者等の所在地 製造事業者又は販売事業者等の住所を記入
TEL 03-6268-0010 FAX 03-5218-1076	代表者氏名： 代表者の氏名を記入 <b>印</b>
一般社団法人 電子情報技術産業協会 専務理事 長尾尚人 印	担当者氏名： この証明書に関する担当者名、所属を記入 所 属： 担当者連絡先(電話番号)： △△△-〇〇〇〇-×××× (連絡が取れる番号)

内容を確認後に申請日を記入してください。(投函日もしくは投函前日)  
(記載日が、書類到着日時点で5日間以上経過している場合は、修正の上、再提出を求める場合があります。)

事業統括責任者氏名でも可。ただし、その場合は、所属・役職名も併記してください。

社印または氏名を記入した方の印

連絡が取れる番号を記入してください。

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8. 経営力向上設備等の種類」の「所在地」】又は  
【先端設備等導入計画に係る認定申請書における「3. 先端設備等の種類」の「所在地」】について変更がある場合

変更前(都道府県名・市町村名)	変更後(都道府県名・市町村名)

発行後、やむを得ない変更の場合に、ユーザーが記載してください。申請者は記入しないでください。

[本証明書に関する注意事項]  
本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等又は先端設備等であって、中小企業経営強化税制及び地方税法附則第64条に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するものです。これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法の経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。

様式1と様式1(裏面)は、裏表1枚にして両面印刷してください。レイアウトの変更は行わないでください。  
(片面印刷の場合は再提出になります。)

税制措置の対象設備に関する留意事項  
(中小企業庁から税制措置を利用する事業者の皆様へのお知らせ)

- ① 対象設備の種類によって要件が異なることにご注意ください。  
設備の種類は税務上の資産区分(「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」上の減価償却資産の種類(機械及び装置、器具及び備品、工具など))と同様とお考えください。
- ② 設備の種類については、会社の経理に確認し、税務上の適切な資産区分であることをご確認ください。  
なお、会社の経理で判断できない場合は、税理士や所轄の税務署に相談ください。
- ③ 同一の設備であっても、用途によっては資産区分が異なる可能性があり、機械装置と器具備品、器具備品と工具等、資産区分が異なることとなった場合、販売開始時期の要件を満たさない可能性があることにご留意ください。
- ④ 中小企業経営強化税制(国税)に関する注意：  
医療保健業を行う事業者は医療機器・建物附属設備が対象外となります。また、対象設備に該当するものでも指定事業の用に供されない場合(映画業を除く娯楽業、電気業、銀行業等)は本税制の対象となりません。
- ⑤ 本証明書の発行、経営力向上計画もしくは先端設備等導入計画の認定を受けた場合であっても、税務の要件(取得価額や指定事業等)を満たさない場合は税制の適用が受けられないことにご注意ください。

<参考>税制措置の対象設備について

設備の種類	用途又は細目	最低価額	販売開始時期
機械装置	全て(※1)	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	全て(※2)	30万円以上	6年以内
建物附属設備	全て(※3)	60万円以上	14年以内
ソフトウェア(※4)	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	70万円以上	5年以内

- ※1 国税の措置について、発電の用に供する設備にあつては、主として電気の販売を行うために取得等をするもの(経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等)を除く。
- ※2 国税の措置について、電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。
- ※3 国税の措置について、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。また、発電の用に供する設備にあつては、主として電気の販売を行うために取得等をするもの(経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等)を除く。
- ※4 ソフトウェアについては、国税の措置のみ対象。